平成11年1月26日

市教育委員会規則第2号

改正 平成20年12月25日市教育委員会規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、旧旭東幼稚園園舎条例(平成10年市条例第50号。以下「条例」 という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(職員等)

- 第2条 旧旭東幼稚園園舎(以下「旧園舎」という。)に指導員を置くことができる。 (職員等の職務)
- 第3条 職員は、岡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の命により旧園舎の 事務を掌理し、入場者及び使用者に指導・助言を与え、並びに文化財の保存及び活用が 円滑に進展するよう努める。

(公開及び使用時間)

第4条 旧園舎を公開し、及び使用することができる時間は、午前9時30分から午後4 時30分までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休所日)

- 第5条 旧園舎の休所日は、次のとおりとする。
  - (1) 月曜日及び毎月の第2日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する「国民の祝日」並びにその前日及び翌日が「国民の祝日」である日。ただし、「国民の祝日」が前号に規定する休所日に当たるときは、その翌日
  - (3) 年末年始(12月28日から12月31日まで及び1月2日から1月4日まで)
  - (4) その他教育委員会が必要と認める日

(使用手続)

第6条 条例第2条の規定に基づき旧園舎を使用しようとする者は、旧旭東幼稚園園舎使用 用許可申請書(別記様式)を提出しなければならない。

## (協議会の設置)

- 第7条 旧園舎の活用について協議するために、旧園舎運営協議会(以下「協議会」という。)を設けることができる。
- 2 協議会の組織及び運営については、別に定める。
- 第8条 この規則に定めるもののほか、旧園舎の管理及び運営について必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、平成11年3月1日から施行する。

附 則(平成20年市教育委員会規則第15号)

この規則は,公布の日から施行する。

## 旧旭東幼稚園園舎使用許可申請書

平成 年 月 日

岡山市教育委員会 様

使用責任者 住 所 氏 名

下記のとおり旧旭東幼稚園園舎を使用したいので申請します。 なお、使用については、旧旭東幼稚園園舎条例の規定を守ります。

56

使用目	的	
使用日	時	年 月 日   午前 午前 午前 中分まで   午後 時 分まで
使用内	容	・A室・B室・D室・中央遊戯室
使用団	体	責 任 者 連絡方法
使用人	数	
その	他	

別記様式(第6条関係)